

## 工事完成払代金に係る債権譲渡の取扱いについて

網走市の工事請負契約において、工事完成検査合格後に完成払代金の支払請求権を金融機関等が受注者から買い取り、受注者に代わって網走市へ完成払代金の請求等を行う債権譲渡について、承諾を行うことができる取扱いを次のとおり定める。

なお、この取扱いは、網走市工事契約書約款第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾となるものである。

### 記

#### 1 本取扱いの概要

受注者が完成工事未収入金債権の早期解消、資金調達等を目的として網走市に対して有する工事請負契約の支払請求権を、売掛債権の買取業務を行う金融機関等に債権譲渡しようとするものについて、契約書に定める債権譲渡禁止特約の解除を受注者から書面により申出させ、適当と認められる場合に承諾しようとするものである。

#### 2 債権譲渡の対象となる債権

本取扱いの対象となる債権は、受注者が網走市に対して有する工事請負契約の支払請求権とし、工事完成検査合格後に債権譲渡ができるものとする。

#### 3 譲渡債権の金額

譲渡債権の金額は、契約金額から前払金又は部分払金の支払額を控除した金額（受注者の履行遅滞の場合における違約金その他の受注者に対する債権を有し相殺が必要な場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額（以下「債権金額」という。）とする。

#### 4 債権譲渡を承諾する金融機関の制限

承諾を行う受注者の債権譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、別に定める金融機関等を譲渡先とすることができるものとする。

#### 5 債権譲渡の承諾の申請書類

- (1) 発注者は、受注者が債権譲渡の承諾申請をする場合には、次の書類を提出させるものとする。

なお、受注者が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員連名の申請とする。

ア 債権譲渡承諾依頼書（様式1。以下「承諾依頼書」という。）

イ 契約の相手方が代理人（契約書に支店長印等を押印している場合）で当該代理人が承諾申請する場合は、当該代理人が権限を有していることが確認できる委任状

ウ 下請負人及び資材納入会社（以下「下請負人等」という。）が存在しない工事である旨を記載した書面（様式2。以下「確認報告書」という。）又は下請負人等への支払状況及び支払予定を記載した書面（様式3。以下「支払状況・支払計画書」という。）

- (2) (1)の書類の提出にあたっては、原則その1ヶ月前までに、受注者に発注者への連絡を行わせることにする。

## 6 承諾依頼書の確認について留意すべき事項

- (1) 譲渡債権の金額が、工事請負契約書に基づき受注者（譲渡人）が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。
- (2) 受注者（譲渡人）が共同企業体である場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名が記載されていることを確認すること。
- (3) 委任状の提出があった場合は、当該委任状に代理人への債権譲渡の権限を委任する事項が記載されていることを確認すること。
- (4) 下請負人等の保護の観点から次のいずれかの措置が講じられていることを確認すること。

### ア 下請負人等が存在しない場合

- (ア) 受注者（譲渡人）及び金融機関（譲受人）から連名により、確認報告書を提出させること。
- (イ) 下請負人等が存在しないことについて、工事監督員に確認を行うとともに、施工体制台帳を備え置く工事にあつては、当該施行体制台帳による確認も行うこと。
- (ウ) (イ) の確認結果を確認報告書の余白に記載すること。

### イ 下請負人等が存在する場合

- (ア) 受注者（譲渡人）から支払状況・支払計画書を提出させ、下請負人等に対する支払状況及び支払予定を確認すること。
- (イ) 支払状況・支払計画書に記載された下請負人等について申告漏れがないかどうか施工体制台帳等により確認すること。

## 7 債権譲渡の承諾手続等

- (1) 発注者は、受注者（譲渡人）から申請書類を受理した日から7日以内（期日の末日が網走市の休日を定める条例（平成4年網走市条例第8号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。以下「交付期限」という。）に債権譲渡承諾書（様式4。以下「譲渡承諾書」という。）により承諾するものとする。この場合、譲渡承諾書2通を受注者（譲渡人）に交付することとする。  
なお、債権譲渡の承諾を行う場合の決裁は当該契約における決定書の決裁区分に準じて行うものとする（8においても同様とする）。
- (2) 交付期限までに交付できない場合の措置  
発注者は、やむを得ない事由により交付期限までに受注者（譲渡人）に対し譲渡承諾書を交付できない場合には、その旨を速やかに受注者（譲渡人）に連絡することとする。
- (3) 発注者は、(1) の債権譲渡の承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（様式5）に承諾の状況を記載するものとする。

## 8 債権譲渡の承諾を行わない場合の措置

発注者は、承諾に当たり次に掲げる不適当な理由等があると認められるときは、承諾を行わないことについて決定し、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式7）2通を受注者に交付するものとする。

- (1) 承諾依頼に係る譲渡債権が、本取扱いに規定する要件に該当しない場合
- (2) 承諾依頼に係る譲渡債権が債権差押え等の措置を受けている、又は、受けるおそれがある場合

- (3) 受注者（譲渡人）の経営状況が著しく悪化している場合
- (4) 債権譲渡の承諾に係る工事請負契約以外の工事請負契約等において、受注者（譲渡人）に対し契約解除や工事目的物のかしによる損害賠償請求権が網走市に発生するおそれがある場合
- (5) 受注者（譲渡人）に対し不正行為を行う損害賠償請求権が網走市に発生するおそれがある場合
- (6) その他、承諾に当たり不相当と認められる場合

#### 9 債権譲渡に係る完成払代金の支払等

- (1) 金融機関等（譲受人）から適法な請求書(様式6)を受理したときは、当該受理した日から40日以内に支払を行うこととする。
- (2) 債権譲渡に係る完成払代金の請求書の請求人は、次のように記載させることとする。  
また、支出命令書の記載についてもこれと同様とし、摘要欄には「金融機関等による支払請求権の買取りに係る債権譲渡」である旨を記載する。  
「 債権譲受人  
住所 ○○○○  
氏名 株式会社○○銀行（または○○信用金庫）  
○○支店  
支店長 ○○ ○○ ㊟
- (3) 譲受人である金融機関等から提出された請求書には、債権譲渡契約書の写し及び7の(1)の譲渡承諾書の写しを添付する。

#### 10 留意事項

本取扱いは、受注者が完成工事未収金債権の早期解消、資金調達等を目的として網走市に対して有する支払請求権を債権譲渡する場合について適用するものであり、金融機関等が受注者に対して有する債権の回収等を目的とする債権譲渡については適用しないものであるため留意することとする。